

こいの家が31施設あります。しかし人口と比例すると、糸魚川市のほうがいいかもわかりません。そういう施設の配置状況です。

しかし、老人福祉センターの大人60歳以上は浴室100円、大広間無料。老人いこいの家も入浴施設利用、1回100円というふうに負担が少ないんですね。そのほか子供さんとかの負担も無料とか少ないですが、一般向けで朝日町の「らくち~の」、大人の入浴料は4時間で525円です。小谷道の駅、深山の湯、温泉です、大人入浴料が時間制限なしで620円、こういうふうに低い負担になっているということでもあります。この点をもう1回検討していただませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

老人いこいの家につきましては、先ほど答弁でも申させていただきましたけれども、入浴と休憩室の料金につきましては、各施設で設定させていただいております。その中の助成という形で、うちのほうで補助をさせていただいてるところでございますので、今の段階で自己負担を低く見ていただくということにつきましては考えておりません。

以上でございます。

○16番（新保峰孝君）

終わります。

○議長（倉又 稔君）

以上で、新保議員の質問が終わりました。

ここで昼食時限のため暫時休憩いたします。

再開を13時、午後1時といたします。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を開きます。

次に、古畑浩一議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。〔20番 古畑浩一君登壇〕

○20番（古畑浩一君）

奴奈川クラブの古畑浩一でございます。

通告書に従いまして、これより一般質問をさせていただきます。

1、中学校いじめ問題と教育委員会改革について。

いじめが要因とされる精神障害事件が発生し、その後の学校・教育委員会の対応が不適切であるとして、これまでも当議会・総務文教常任委員会でも問題視されてまいりました。去る５月１９日の臨時会では、前任期最後の委員会集約として松尾委員長より、極めて厳しい報告がなされております。

「糸魚川市いじめ問題専門委員会」よりの調査結果報告においても教育委員会の対応について、学校からのいじめや不登校等に関する情報の入手が徹底されておらず、その結果、学校への指導、教育委員会内での情報共有、適切な初期対応などが不十分であった点。さらに、いじめ問題への認識が甘く、教育委員、市長への報告が遅れ、危機対応のスキル、知識が不十分であるばかりか、報告の文書記録がない点、また、対応の意思決定が曖昧である点など厳しい指摘をどう受けとめ、対処したのか。

また、委員会審議における当該学校長に対し、異例と言える３月２１日の突然の辞令から端を発した引責ともうかがえる学校長の辞職に対し、教育現場を重視せず、小手先だけの糸魚川市教育委員会の対応で、真剣に教育に取り組んでいるすばらしい学校長が辞職したことは非常に残念である。新潟県教育委員会をはじめ、糸魚川市の教育現場でも、全く市教育委員会を信頼していない状況である。現状をもっと真正面から捉え、しっかりとした対応を望む。このままの状態が継続することに危機感を覚える。など厳しい指摘に対し、どう信頼を回復し、教育行政を改革していくのか伺います。

- (1) 現状において、市内各小中学校における不登校・いじめの件数と推移。
- (2) 糸魚川市いじめ問題専門委員会からの調査結果報告書をどのように捉え対処するのか。
- (3) 再発防止への取り組みと組織・意識改革をどう進めるのか。
- (4) 信用失墜した教育委員会。どう信頼を回復し、教育行政を改革していくのか。
- (5) 被害者家族へのアフターケアはどう行っているのか。
- (6) トカゲの尻尾きりのような引責人事・辞職であるとの批判があるが、どう捉えているのか。
- (7) 度重なる教育委員会の失態を市長として、どう考えるか。
- (8) いじめ問題そのものを市長として、どう考えるのか。

２、第三セクターの見直しと健全経営の推進について。

前回の３月定例会においても同様な質問をしておりますが、改善されるどころか、逆に混乱を極めている状況について市民の皆様から疑問と憤りの声が寄せられております。どう解決を図るのか、改めてお聞きをいたします。

糸魚川市第２次行政改革実施計画において、「第三セクターは、更なる経営健全化と経営状況の情報公開を促進するとともに、経営状況の悪化が予想される場合は、抜本的な対策を講じる」とありますが、３月以来、具体的にどのように進展しているのか。

また、糸魚川市の第三セクター株式会社能生町観光物産センター・社長（米田徹糸魚川市長）が、マリンドリーム能生内かにかや横丁の店舗の明渡しを求め、市民を訴えるという前代未聞の裁判は、一審全面敗訴という結果に終わった。その後、この裁判結果をどのように受け止め、どう対処したのか。また、本年新幹線開業に合わせ、リニューアルオープンしたかにかや横丁の新店舗に当該店舗だけが入店を拒否され、旧店舗での営業を余儀なくされているのは、いかなる理由なのか。

- (1) 市長が営利目的の第三セクター会社の社長をするべきではないと再三再四、申入れを行っ

てきたが、改善されなかった。今後どうするのか。

- (2) 社長を交代する場合、係争中の裁判などの責任は誰が負うのか。
- (3) 社長を交代する場合、かにや横丁を巡る地位保全仮処分申立てへの対応は。
- (4) 第三セクターへの管理・監督責任、監査のあり方について。
- (5) 大事な観光拠点を巡る裁判や報道によるイメージダウンをどう挽回するのか。
- (6) いじめや営業妨害などのパワハラ、人権侵害・道義的責任を問われることはないのか。
- (7) 経営健全化と経営状況の情報公開を具体的にどう促進していくのか。
- (8) 度重なる不祥事で強化された市職員の倫理規定を第三セクターにも当てはめるべきではないか。
- (9) 農林水産業や医療福祉団体など、国県市より補助金を得ている外郭団体に対しても管理・監督、監査態勢を強化すべきではないか。

以上、行政並びに教育委員会の責務について明確なご答弁をお願いして、1回目の質問を終わります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

古畑議員のご質問にお答えいたします。

1番目の中学校いじめ問題と教育委員会改革についての1点目から6点目までのご質問につきましては、この後、教育長から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

7点目につきましては、教育委員会が果たすべき役割と任務を再認識し、改革、改善の道筋をつけ、再発防止に努めるよう要請しております。

8点目につきましては、いじめは許されるものではないと私自身も考えております。糸魚川市いじめ防止条例といじめ防止基本方針に基づき、市・教育委員会・学校・地域が一丸となって、再発防止の取り組みを進めてまいります。

2番目の1点目につきましては、6月11日に行われました株式会社能生町観光物産センターの株主総会において、社長を退任いたしました。

2点目につきましては、今回の訴訟は株式会社能生町観光物産センターが行ったもので、会社として責任を負うものであります。

3点目につきましては、今後も会社が対応してまいります。

4点目につきましては、市内の第三セクターに関しましては経営状況を把握するとともに、経営にも出資者、役員として関与しておりますが、会社の経営、運営につきましては取締役会や、また、株主総会で決定をいたしております。監査につきましては、公認会計士による会計処理と、法人の監査役による監査が行われております。

5点目につきましては、現時点では入り込み客数や売り上げに影響がないことから、直接、イメージダウンにはつながっていないものと捉えております。

6点目につきましては、今回の訴訟は、あくまでも契約事項に抵触することから行ったものであります。

7 点目につきましては、これまでも黒字経営が続いており、経営状況につきましては地方自治法の規定により、法人の決算状況を議会に報告いたしておりますが、ホームページでの公表も予定いたしております。

8 点目につきましては、第三セクターにおいてはそれぞれの実情に応じて、取締役会等に対応すべきものと考えております。

9 点目につきましては、現在、市が財政援助に応じている団体等に対し、監査委員による監査の実施を検討しているところであります。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますので、よろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

竹田教育長。〔教育長 竹田正光君登壇〕

○教育長（竹田正光君）

古畑議員のご質問にお答えいたします。

1 番目の 1 点目につきましては、いじめの認知件数と推移は、平成 18 年度、平成 19 年度は、40 件、41 件と高い件数でしたが、平成 20 年度以降は 20 件から 25 件の範囲で横ばいで推移し、平成 26 年度は 23 件となっております。

不登校の状況は、平成 18 年度から平成 20 年度までは 41 人から 48 人と高い傾向でしたが、平成 21 年度以降は減少傾向にあり、平成 26 年度は 23 人となっております。

2 点目と 3 点目につきましては、調査結果報告書の内容を厳粛に受けとめており、再発防止のためスクールソーシャルワーカーの配置による学校への巡回指導、教職員へのいじめに関する研修に取り組んでおります。

また、いじめ事案について学校と教育委員会で情報共有を図るとともに、指導主事による学校の現状把握に努めております。

4 点目につきましては、いじめ事案への反省と適切な対応を図り、このような事案を再び起こさないことはもとより、学力向上等、教育委員会の課題に対し真摯に取り組み、信頼回復に努めてまいります。

5 点目につきましては、生徒の学習の支援を行うとともに、心のサポートに努めております。

6 点目につきましては、当該校長の退職は一身上の都合によるものであります。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20 番（古畑浩一君）

それでは 2 回目の質問に入りますが、同様の質問を既に笠原幸江議員が行っておりまして、長い論議の中で重なる部分もありますので、重なった部分につきましては、私のほうは質問を遠慮させていただきまして、特に、その中で取り上げられなかったことにつきましてお聞きをしてみたいというふうに思います。

それでは第1点目なんですが、今ほど市内各小・中学校における不登校やいじめの件数と推移、早足で説明をいただいたわけなんですが、これが年度によって件数に大きな差が見られるのはなぜなのでしょう。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

お答えをいたします。

特に、いじめ事案につきまして平成18年度、平成19年度と非常に高い数になっております。これにつきましては、ちょうど平成18年度に大きないじめ事案が起き、文部科学省からも通知等が出まして、また、定義も変更されたというところから、全国的にもいじめの案件は急増いたしました。平成18年度、それから平成19年度も、いじめ根絶県民運動が新潟県でも始まりました結果から、平成18年度、平成19年度といじめの案件が急増したものと考えられます。ですが、その後、減っているということにつきましては1つの危惧をしております。年度によっていじめの件数が急激に減るということは、ひょっとしたら見逃しているのではないかというおそれも抱いているところです。

不登校につきましては、減ってることにつきましては各校の努力と、そして教育相談センターとの連携ということが挙げられるかと思えます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

それでは、いじめの定義はどのように変わったのかお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

お答えをいたします。

一番大きく変わりましたのは、以前は、特定の子供に対して継続的に行われていたかというところが、非常に大きなところだったかと思えます。その平成18年度以降、継続的にということがなくなりまして、いじめられた子供がいじめられたんだというふうに認識をしたところで、いじめというふうなカウントをすることになったのが大きな相違点かと思えます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

いじめの定義が、いじめた、いや、いじめられたということで、双方が認めた場合に、いじめとして件数に上がってた。ただ今は、いじめた側がいじめた覚えがなくても、いじめられた側が私はいじめられたんだと、苦痛を受けたんだと思えば、いじめになるというふうに定義が変わったということですね。

ある意味いじめの発生は、子供といえども集団で生活する以上、いたし方ないことだと私は思うんですね。大事なのは、いじめを早期発見して、早期対処していくこと。そこで山本課長のほうが先に答弁されておりましたけれども、数が減ったということは逆にこうかつに、また陰湿に、いじめがわかりにくくなっているということも考えられるんじゃないかと。その辺につきましては、どのように対処されているのかお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

お答えをいたします。

確かにその点について、非常に憂慮しているところです。特に最近のいじめは、SNS等を使って非常にわかりにくい、見えにくいところがあります。現在もSNS等で問題になっているところにつきましては、県の組織を使いまして、ある子に対しての書き込みがされてたとかというような情報がありましたら、こちらに連絡が来るといふようになっております。ただ、LINE等でやられますと、なかなか見えにくいです。教職員が子供たちと信頼関係を取りながら、子供たちの情報を得るというようなことをしないと、LINE等のいじめのことはなかなか見えにくいところで、非常に困っているところであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

やはり近年、いじめが進化してますよね。今ほど言ってるように、昔の要するに裏掲示板等で、どこかにその形が残る式から、今はSNS、ソーシャル・ネットワーク・サービス、LINEなんか出てくると本当に決まった方だけしか、その閲覧はできない。しかし、仲間同士なら全ての情報を共有してしまう。これらに対しては、じゃあ具体的にどのように指導、また発見、解決というふうにやっていかれるのか、お聞かせいただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

お答えをいたします。

昨年度あった例ですが、SNSでいじめがあるということで、子供たちのほうから教師に相談がありました。自分はそうではないんだけど、周りのグループの中で、そういうことがあると。先生、これはよくないからということで、子供のほうから教師のほうに訴えてきたということがあり

ました。

そういうように子供たちの中で人権意識を育てること、子供たち自身が、これはよくないことだよと言って、お互いに注意し合ったりすること、これが一番いじめを防ぐために大切なことかと思っています。子供たちに人権意識を育てること、いじめをストップさせること、この気持ちをぜひ育てていきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

やはりいじめの撲滅には、子供たち同士の協力が私は必要だと。しかし、その子供がLINEでこんなことを書いてありましたよということで先生に告げ口をした、密告をした。それによって、その子供がいじめられるということはありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

お答えをいたします。

そういう心配をして、なかなか先生に言えない、親に言えないという子がいるのは事実だと思います。ですが先生に言うこと、いわゆるちくりというようなものは、ひきょうではないんだと。いじめ、悪いことをしていることを先生に教えるということは悪いことではないんだと。大人に伝えることは、いじめをとめることなんだという認識を子供たちにぜひ持ってもらいたいと思いますし、いじめられる側にも問題があるというような誤った認識を子供たちから払拭するというのが、いじめをなくす大きな第一歩かというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

私たちの子供のころには、確かに先生に告げ口すれば仲間外れにされますよね、裏切り者呼ばわりにもされる。しかし近代の中においては、もうそういうのはだめなんだと、いじめるという行為そのものがだめなんだと。また、密告や告発、通告してくれた子供たちに対しても、学校側としてもこれちゃんと保護できるというような体制はできてありますか。勇気を持って起こした、そういう子供たちが逆にみんなからいじめられるということは考えられませんか。その辺のフォローの仕方についてお答えください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

お答えいたします。

確かに、そういう心配はあると思います。ですが、いじめられた子を守るということは、何よりも大前提でありますので、それは教職員誰もが共通して持っていることというふうに信じています。学校訪問の際にも、いじめについては徹底して指導しているところでもありますので、これからも引き続き指導し、教職員の人権意識を高めていきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

今ほのご答弁のとおりでいいと思います。私もちょっと幾つか細かい事例を持っていますが、また次の機会ということでお知らせをしたいと思います。やはり本当にこうかつですからね、その辺を見抜くということにつきましては、私たちの子供のころに経験していないテクニックを使っていますから、そこら辺は学校側としても、やはりいじめ防止のために進化をしていかなくちゃならんということで、やはり考えていっていただきたいと思います。

次に、やはり深刻な問題が発生する危険性というのは、不登校なんですね。学校にさえ来ていただければ、いじめに対する対処はできますが、来なくなった場合には治療の仕方がないというか、解決の仕方がないわけなんです。先ほど言われた不登校の、もう少し具体的な数字と、そしてどのような要因であるのかということについて、解説をいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

お答えをいたします。

平成26年度ですが、昨年度、23名の子供たちが不登校ということでカウントされておりましたが、そのうち5名はひすいルーム、教育相談センターに通っております。また、学校には通いますが、教室に入れないで別室で学習をしているという子が10名おります。完全に自宅に引きこもっているという子は、昨年度はおりませんでした。不登校の生徒のうち、登校した場合には教室に行くという子は8名おりました。

そして件数のデータで申しますと、小学校までですと1名、2名という例であります。中学校1年生になりますと、昨年度は4名、2年生が9名、3年生が7名でありました。そのうちに平成25年度から続いているものもおります。中学1年生では1名が平成25年度から続いております。ですから小学校のときから続いているのが、1名おるということです。中学2年生では、1年生から不登校となっているものが9名のうち2名、3年生では7名のうち4名が平成25年度から引き続き不登校となっているということになっております。

失礼しました。理由につきましては、昨年度の例で言いますと友人関係ということで、きっかけとなっているものが5件ありました。また、児童生徒の無気力によるものというふうになっているものが4件ございました。

また、一昨年度、平成25年度では友人関係が7件、本人の情緒的な混乱というものも7件、親子関係によるものというものが6件ございました。この友人関係7件というのも、いじめというこ

+

とに関連するのかどうかということは、非常に憂慮しているところであります。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

これは憂慮すべきことは友人関係による7件だけじゃなくて、これ全てですよね、家庭環境の問題も含めて。義務教育の課程においては、やっぱり子供に勉学をさせるための義務というのは、親権の中に入ってるわけですよね。国民の三大義務ですわ。だから先ほどの笠原議員の質問にあったとおりで、地域全体でこういった子供たち、不幸な子供たちを救済する。また、無気力な子に対しても、なぜ無気力になったのかと。案外、教師の何げない一言で、やる気をなくしてしまっているというのも結構あります。これも重要な案件でもありますが、きょうは時間がありませんので、これは引き続き、やはりしっかりと原因究明をして、どうすれば対処、また薬を打てるのかということについてもしっかりとやってください。

このような事案に対して糸魚川市いじめ問題専門委員会から、先ほど申し上げましたが大変厳しい提言をなされてますよね。いじめの問題への認識が甘い、教育委員、市長への報告がおくれた、危機対応のスキルが不十分。こういったことに対して、どのように捉えて対処するのかお聞かせいただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

お答えをいたします。

先ほど笠原議員のところでも説明させていただきましたが、学校への指導を今年度、指導主事が各学期に1回ずつですので、年3回は必ず訪問するということにいたしております。その際には、訪問した指導主事から報告を受けるということになっております。

また、今までなかなかこども教育課内でも、コミュニケーションというのが十分とる時間がとれませんでした。今年度は定期的に、その情報交換をする機会を設けるというふうにしております。

また、文書でも報告ということで、いじめ事案が上がった際には教育次長、教育長まで、いじめ事案について報告が行くようになっております。

各校長会におきましては前回も前々回も、指導主事のほうからいじめ事案について、特に重大なことに陥りそうな場合には、すぐに教育委員会に報告するようにということで、各校長に指導したところであります。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

再発防止への取り組みと、組織・意識改革をどう進めるのか、これは似たような質問なんですけれども、やはり基本的には先ほど笠原議員からご指摘のとおり、さまざまな条例も対応策も、アクションプランはつくってあるけれども、実際には全然準備が間に合っていない。学校の教師といえども大変多忙をきわめている。じゃあ出て来ない子供たちの家を1軒1軒回って、1週間に何度も何度も話し合いを続けるだけの時間的余裕はあるのか。これらを踏まえて取り組み、反省を含めた意識改革、こういったことについて、どのように推進されるお考えかお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

お答えをいたします。

確かに学校現場の教職員、大変多忙になっています。ですが学校というのは、子供たちのための場所です。子供たちが安心して、そして平和で過ごせるということが、学校で何よりも大切にされなければいけないこと、第一とされるべきことと考えます。それを第一に考えて教職員が動けるよう、教育委員会も各相談には乗ってケースワークなどをいたしまして、子供たちのよりよい成長のために、教育委員会も一緒に汗をしていきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

山本課長も、もちろん現場で教職をとってこられた。現場の先生たちがどれだけ忙しいのか、よくご存じですね。ただ先生たちもやはり精神的に追い込まれていって、苦痛を感じたり、精神障害を起こしたり、先生の不登校というのもある。これらは本当に、これからのアクションプランの中を考えていった場合にカバーできると思いますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

お答えします。

大変教職員も多忙化し、多忙感というものもあるのは事実かと思います。ですが先ほど申し上げましたように、子供たちのためというのが第一です。何とか学校で解決できないこと、困っていることがあったら教育委員会に相談をしてほしいということを申し上げてますので、教育委員会が一緒になって汗を流して、学校と一緒に子供たちのためにやっていきたいと思っています。教職員の負担というものも大変あると思いますが、私たちのほうでそれを応援していきたいというふうに考えています。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○ 20番（古畑浩一君）

これは週5日制になったときから、教職員のやっぱり時間的余裕がないんじゃないかと懸念されてきたことでした。中学校に入っていけば、部活を受け持つ先生も出てくるだろう。また、スポーツに熱心、文化に熱心な方々もいるから、そちらにも力が抜けない。これは全体でカバーし合える体制をつくらなければ、子供のいじめや不登校を見逃すということになります。教師に対する余裕的な時間というもの、これをつくること。これを今後の計画の中に、やっぱりしっかり入れていただきたい。山本課長、それをやらないと現場の先生は、かわいそう過ぎだと私は思うんですよ。それはひいては子供たちのためなんで、十分そこは配慮していただきたい。

次に、（４）信用を失墜した教育委員会、どう信頼を回復して教育行政を改革していくのかということなんですよ。

これは基本的には、たび重なる不祥事、それからさまざまな事件に対する隠蔽体質、やっぱり物事を隠していってしまう。教育の現場というのは、これまで議会においてもまさに聖域でした。あまりそこには口を出さないで、現場の教師たちの判断に任せるということが常でありました。しかし今、まさに聖域の崩壊とも言える事態が引き続き起こっております。これらに対する信用回復、どのようにお考えなのかお聞かせください。教育長じゃないですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

竹田教育長。〔教育長 竹田正光君登壇〕

○教育長（竹田正光君）

お答えいたします。

古畑議員の質問にお答えするわけですが、先ほどから山本こども教育課長がお話しているように、私たちも真摯にそれを受けとめて、実際に行動に今現在、移している最中なんです。それらの中で、とにかく信頼回復をしていきたいと。山本こども教育課長の話の中に、ともに汗してという話がありました。できるだけ行動をともにしながら考えていきたいと。

それから多忙感をなくすということも非常に重要なことです。その中で今現在、取り組んでいるのは、教育補助員の配置ということも取り組んでおります。そういう中から先生方の負担感を少しでも減らしていきたいと、このように考えて動いております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○ 20番（古畑浩一君）

この一連の事件が起こったとき、もはや伊奈教育次長はいらっしゃいませんし、糸中の当該学校長も既にいらっしゃらない、渡辺課長も現場に復帰された。やっぱり残る当事者、責任者というのは竹田教育長しかいないわけですから、これはもうしっかりやっていただくしかないと思うんですよ。

それで5番、被害家族へのアフターケア、これは委員会審査でも問題になりましたけれど、保護者との信頼関係をどのように回復したのか。あのときは会いに行っても、会ってもらえないという

ような答弁でしたよね。その状態は改善したのかお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

竹田教育長。〔教育長 竹田正光君登壇〕

○教育長（竹田正光君）

お答えいたします。

改善しておりません。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

改善しておりませんで済むんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

竹田教育長。〔教育長 竹田正光君登壇〕

○教育長（竹田正光君）

お答えします。

先ほどからお答えしているように中学校へ行って、それぞれ話し合いを進めながら、理解を深めていただくということで動いているわけですが、なかなか個人的な意識の関係かなという気がするわけですが、そこに少し私自身も反省しなければいけない部分があるのかなという思いであります。

子供のほうはスモールステップで、うまく軌道に乗ってきておりますし、保護者と学校の関係も少しずつよくなってきていると私自身は思っております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

子供同士はうまく関係が修復してきたら大人同士、頑張ってもらうしかないじゃないですか。竹田教育長、あなた自身では何度、その保護者の皆さんに面会を申し込んだんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

竹田教育長。〔教育長 竹田正光君登壇〕

○教育長（竹田正光君）

すみません、再質問。その該当する保護者ということでしょうか。

○議長（倉又 稔君）

暫時休憩します。

午後 1 時 3 5 分 休憩

午後 1 時 3 6 分 開議

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

○教育長（竹田正光君）

お答えいたします。

面会を申し込んだのは延べ 3 回になるかと思いますが、1 回目は、来ても会いませんよというお返事でした。それから 2 回目、3 回目は、まだ時期早いですねと、こういうお話で、その後、話はしておりません。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20 番（古畑浩一君）

市長はこのこじれた問題に対して、ご自身で被害者家族の保護者に対して面会、もしくは連絡をとられたということはあるですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

この問題について非常に複雑なところがあるわけですが、職員を介して面会をさせていただきました。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20 番（古畑浩一君）

面会していただいたということなんですが、そのときもやはり解決を図れなかった問題ですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

解決とか継続という形はちょっとなかなかわからないんで、お互いにその問題に対しての考え方を述べたわけございまして、それで解決したという話にはなっていないし、お互いに話の中で終

了したという状況で終わっております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

これもやはり子供のいじめと同じで、初期対応が大事なことだろうというふうに思っております。前も言いましたけれども、こうした学校現場の問題も、最終的には行政の長である米田市長のところに来ますから、ここはしっかりと対応して、今後とも交渉の余地を残すように頑張ってください。

次、（6）のトカゲの尻尾切りのような引責人事、辞職であるとの批判があるがどう捉えるか。これはかなり厳しい批判が出てますよ、教育長。この件につきましては糸魚川市教育委員会は、どのように人事の流れというものを行ったんですか。もう1回お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

竹田教育長。〔教育長 竹田正光君登壇〕

○教育長（竹田正光君）

お答えいたします。

3月19日に臨時教育委員会を開いて、内申を上げております。それから3月23日の定例教育委員会で、退職内申を上げております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

通常、学校長などの人事に対しては2月末までに、今回の場合は、県のほうから内示があって、それは教育委員会とすり合わせが行われて決まる、これが通常の流れですよね。今回は、そういう流れはなかったんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

竹田教育長。〔教育長 竹田正光君登壇〕

○教育長（竹田正光君）

お答えいたします。

そういう流れではありません。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

おかしいんじゃないですか。中学校長が変動なくもう１年というのは、２月中に糸魚川市の教育委員会にも連絡があったはずでしょう。それは一旦は認めているはずですよ、違いますか。じゃなきゃ何でこの２月の時点で、教育委員会の緊急会議をやる。これ３月１９日にやったと言ってますけど、３月１９日なんか通常では非常識な時期じゃないですか。通常、市の学校長などの管理職の内定というものは、２月の中旬ぐらいまでに行われるのが常でしょう。今の答弁はおかしくないですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

竹田教育長。〔教育長 竹田正光君登壇〕

○教育長（竹田正光君）

お答えいたします。

教育委員会でそのように判断し、県教育委員会に内申を上げた、これは事実です。その後、どのようなかというのは、これは今度、県の教育委員会の判断になっていきます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○２０番（古畑浩一君）

私が言ってるのは、一旦は学校長の人事に対して、内示に対して了解をしておきながら、３月１９日の時点になって、その決定を覆したんじゃないかと言っとる。それは糸魚川市教育委員会の意向としてですよ、教育長の意向として。じゃなきゃ、あくまでも県教育委員会の判断だとするんですか、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

竹田教育長。〔教育長 竹田正光君登壇〕

○教育長（竹田正光君）

お答えいたします。

教育委員会として内申を上げた、これは事実です。ですから教育委員会の意向として上げております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○２０番（古畑浩一君）

それじゃ、どのような内申の内容だったんですか。なぜここで当該学校長がラスト１年を残して、異動の人事なり辞職なりという形になってしまったんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

竹田教育長。〔教育長 竹田正光君登壇〕

○教育長（竹田正光君）

お答えいたします。

人事に関する内容ですので、お答えするわけにはまいりません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

全てはやぶの中ですか。先ほどの質問にもありましたけど、糸魚川市いじめ専門委員会より、やっぱり学校長の責任を問う、また、厳しく指摘されているという調査報告書が、4月になってようやく県の教育委員会に報告されたとあるんでしょう。それだったらそういったことが原因で、今回の人事が行われたとしては考えにくいじゃないですか。そして決定が、全て教育委員会の人事として片づけるには、やはり不自然さがあり、疑問が残りますよ。県の教育委員会は、このたびの人事についてはどのような説明をしとるんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

竹田教育長。〔教育長 竹田正光君登壇〕

○教育長（竹田正光君）

お答えします。

先般、総務文教常任委員会でもお答えしたかと思いますが、年度末にこういう人事がある、糸魚川市でもあったから、多分、私はほかの土地でもあるんだろうということでお答えしてるかと思

+

います。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

それでは教育委員会は、何でこんな3月19日なんていう年度末にきて、わざわざ内申を上げて学校長を決めたんですか。通常だったら、先ほども言うように2月の中旬ぐらいにこの辺を決定しておかなけりゃ、管理職が決まらなければ一般職が決まってこないのが通常の人事じゃないですか。なぜこのような異例な人事が行われたのかと聞いとる。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

竹田教育長。〔教育長 竹田正光君登壇〕

○教育長（竹田正光君）

お答えいたします。

全てのことをお話するわけにはいきませんが、もろもろの責任という動き方で対処しております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

これはやはりもろもろの責任に対する引責だったんでしょう、今ほど言いましたけれどね、教育長が。そしてその中においては、市長、教育長の意向が強く反映されたということじゃないんですか。それを受けて県教育委員会が、3月21日なんていう年度末のぎりぎりの時点になって、中学校の校長の異動を発表した。その異動に対して納得できないということで、ならばということで辞任された、これが本来の流れじゃないですか、そうでしょう。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

竹田教育長。〔教育長 竹田正光君登壇〕

○教育長（竹田正光君）

今、市長という話が出てきておりますが、市長は一切ここには関与しておりません。教育委員会でそのように話をして決定した事柄です。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

私のほうにも情報が入っておりますが、その情報を明確にするには、まだちょっとここでは場所が悪いということもありますんでね。だったら教育行政の執行権の最高責任者が、教育長であるということなんですよね。であるならば今回の一連の不祥事や、これまでのさまざまな事件、出来事に対して、最も責任をとらなくちゃいけないのは教育長、あなたではないですか。これまでの不祥事の責任を問うなら、教育長としての進退をどのようにお考えなのか、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

竹田教育長。〔教育長 竹田正光君登壇〕

○教育長（竹田正光君）

お答えいたします。

今はとにかく、いじめ問題を早期に解決する、そういう方向へもっていくというのが私の責任のとり方だと思っておりますし、今までの流れの中でいろいろあった事柄については、それぞれに処分を受けておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

それを言うんなら当該学校長だって、減給等の処分を受けてたはずですよ。それにも飽き足らず引責人事をさせたわけでしょう、更迭人事をしたわけだ。現場も周りの方々も、だったら一番最初に責任とるのは教育行政執行の長である教育長でないのかと、このような厳しい意見が当然のごとく出ております。これについては真摯に受けとめる必要があると思います。このたび重なる教育委員会の失態、今の答弁、市長としてどのようにお考えですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

その都度、その問題に対して受けとめながら、そしてまた、それに対しての罰する体制をとりながら対応してまいりましたし、今回もやはりこのいじめ問題に対しては、しっかりと受けとめながら、しっかりとそれを解決して進めてもらいたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

それはやめていった学校長も、1年早く辞職された前教育次長も、みんな同じ思いだったと思う。やはりトップの責任というのを明確にしなければ、下についていくものの考え方も、モチベーションも続かんじゃないですか。そういったことも十分配慮していただきたい。

卑劣かつ陰惨ないじめ問題。これは学力重視の偏重教育の末、子供一人一人の個性がないがしろにされていくという現状。見つからなければ、証拠がなければ、何をしてもいいという倫理観の欠如。表面上の道德教育じゃなく、今、必要とされているのは、やっていいことと悪いことを判断できる正義感と、弱いものを助け、ともに手を携え、乗り越えていく勇気と連帯感。多感な思春期を迎える子供たちに手本となる教師の尊厳の回復、それを支える地域社会の環境整備が必要と考えます。

問題が発生するたびに繰り返される隠蔽体質と責任回避、大人の論理で、汚いものを子供たちに見せるべきではないと考えます。この問題はこれで終わりますが、学校、教育関係者のみならず、市民の多くが注視し、厳しい目で見ていくということを肝に銘じていただきたい。

次、2番目、第三セクターの見直しと健全経営の推進について移らさせていただきたいと思いますが、今ほどの答弁では、6月11日の株主総会で社長がかわったということですが、どなたが就任したのか。また、今回の裁判の経緯を承知して、社長に就任されたのかお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺交流観光課長。〔交流観光課長 渡辺成剛君登壇〕

○交流観光課長（渡辺成剛君）

お答えいたします。

まず、代表取締役社長に、池亀郁雄さんが就任しております。また、代表取締役、織田義夫さ

ん、副市長が就任されております。

代表取締役社長につきましては、これまでの経緯については、ある程度ご承知だというように理解しております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

副市長は今回、どのような立場での役員となるんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

6月11日、先週の木曜日ですけれども、株式会社能生町観光物産センターの取締役会がありまして、そこで私と池亀郁雄さんと、もう1人、漁協の能生支所長が新任で取締役に選任をされました。

株主総会後の取締役会で、池亀郁雄さんが代表取締役社長、私が代表取締役ということでありまして、したがって、役員ではないんですが、代表権のある取締役にになったということでもあります。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

市が50%の株を所有する大株主ですよね。いかなる経緯で池亀郁雄さんに社長が決定されたんですか。どなたのご推薦なんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

議会のほうから市長の社長交代を再三再四、ご意見を頂戴をしておりました。そういったことを含めまして非常勤ではありますけれども、専任の社長を何とか確保したいということでありまして、その中でいろんな人も考えたんですけれども、やはり能生町観光物産センターに精通してる方からということになりまして、旧市の職員でありますけれども池亀郁雄さんを選任しようということで、市長ともそういうことを考えまして、それから取締役の皆さんにも一、二、相談をいたしまして、そういったことで選任をさせてもらったということでもあります。精通者ということでもあります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○ 20番（古畑浩一君）

じゃあ今、係争中の裁判の責任は誰が負うのか。原告、どなたになるんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

裁判所のほうへは、今度、原告の代表者名の変更のほう、その辺につきましては弁護士さんのほうから届け出をする予定にしております。責任はやっぱり能生町観光物産センターということで、会社法人がそのまま責任をとっていくというものであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○ 20番（古畑浩一君）

それはあまりにも、かわいそう過ぎませんか。事件や係争には全く関係のない人が、これしかも、もともと米田市長が起こしてる裁判じゃないですか。最低でもこの裁判の行方と責任と決着だけは社長がかわろうと、原告である米田 徹さんがやるべき問題じゃないんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

やはり市長は多忙でございます。したがって、この裁判を含めましていろんな問題解決、できるだけ早く解決したいということから、非常勤ですけども専任の社長を配置したいですし、私も市長よりは多少、時間的余裕がありますので、その辺について頑張っていきたいと思っています。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○ 20番（古畑浩一君）

公務多忙なら、裁判なんか起こさなきゃよかったんじゃないですか。それで、さらに社長を交代するこの地位保全、仮処分申し立て、この命令は米田市長の名前で出てるんじゃないですか。鮮魚店、カニ販売店リニューアル後の対応についてのお知らせ、当該店舗だけは古いところでやりなさいって、これ米田 徹の名前ですよ。これもじゃあどうするんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

+

能生町観光物産センターにつきましては、やはり全ての、先ほども第1回目のお答えをさせていただきましたが、経営、運営は、やはり取締役会で決定をさせていただいてるわけであります。でありますから、その会社での責任、また、いろいろやはり今言ったように、個人的な引責については、当然、その当時の社長である私が負う部分がございますが、やはり引き継がれたものにつきましては、会社としての責任という形でとっていく。そういう形で責任のあり方はあるものだと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

責任があるのは、これは当然だと思いますよね。

それから12日の保坂議員への答弁で自己救済の原則と言われて、このリニューアルしたお店に当該店舗が入らないことは当然だという答弁があったんですけど、これ自己救済の原則って一体何なんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺交流観光課長。〔交流観光課長 渡辺成剛君登壇〕

○交流観光課長（渡辺成剛君）

お答えします。

まず、自力救済の意味でございますが、みずからの権利の実現のために法的な手続を経ず行うことを言います。自立救済禁止の原則は、権利の実現は法的手続を通じて行うことが要請されており、個人が勝手に強制的な権利実現を図ることは、禁じられているという意味で申し上げました。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

それは誰に教わって、ここで答弁したんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺交流観光課長。〔交流観光課長 渡辺成剛君登壇〕

○交流観光課長（渡辺成剛君）

お答えします。

市の顧問弁護士を通じてお聞きしとります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

全く逆の意味じゃないですか。自立救済とは民事法上、権利者ですよ。権利者が自己の権利を侵

害された場合に、司法手続によらず、自己の実力をもって権利を実現することを意味する。近代国家においては、自立救済は原則的に禁止されている。これ正式には、自立救済禁止の原則と言うんですよ。やっちゃいけないことをあなた方はやったんですよ。

いいですか。例えば自分のアパートでお金を払わない、滞納してる方がいる。その人が出たすきに、鍵をかけて入れなくする。これは法律で禁止されてるということなんですよ。自分の自転車を人に盗まれた。その自転車を自分が取り返した、それも禁止だということなんだ。今回のケースは逆、皆さんがやっちゃいけないことを賃貸借人、今回の当該店舗に対して行ったということなんだよ。あなたはやっちゃいけないことを、やっていいことということにして答弁してるんですよ。わかっていますか、その違いが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺交流観光課長。〔交流観光課長 渡辺成剛君登壇〕

○交流観光課長（渡辺成剛君）

お答えします。

今回の案件は、契約事項に抵触するかということで裁判所に判断を委ねたものであります。そういった意味では、法的手続による解決といったことで、今の文言につきましてご説明させていただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

それをちゃんと解釈して答弁しとるのかと聞いてるんです。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺交流観光課長。〔交流観光課長 渡辺成剛君登壇〕

○交流観光課長（渡辺成剛君）

今、申し上げた中の理解として、答弁させていただいております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

1審の判決で敗訴した糸魚川市とすれば、リニューアルしたお店に対する仮処分というのは2つの道があった。1つは判決が出るまで入るなというやり方、今回だね。もう1つは、判決が出るまで入っていていいです。そのかわりあなたが負けたら出ていってくださいというやり方なんです。今回のやり方でいった、先ほどで言う禁止の原則でいけば、リニューアルなのでマリンドリームのかにや横丁が継続している新しい建物として捉えられる。それに対して今回は、あなただけ古い店舗でやりなさいと。これに対して地位保全の仮処分申し立てというのは出てますよね。これは当然、裁判所で判断する。とりあえず判決が出るまでの間はこうしなさいというのが、今度は裁判所命令

で出てくるんだと。だけどその命令じゃなくて、あなた方はこれを和解でやりたいと言ったんでしょう。違いますか、織田さん。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

法的にどのようなものかは、今、それぞれ弁護士さんを通じて交渉してるところでありますけども、私とすれば、やはりこれは現在の状況は、正常な状態でないというふうに考えますので、できるだけ早く、一刻も早くこの問題については解決したいということで、今後、対応したいと思っています。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

だからね、市長、社長がかわるのは当然としても、この辺の立つ鳥跡を濁さずで、自分が起こした裁判や、命令処分の撤回ぐらいは自分でやっていきゃいいじゃないですか。何でもわからん新しい社長に、全部押しつけるんですか。池亀さんだって承諾相談、社長の就任があったのは5月12日からでしょう。つい最近、就任の依頼があって、返事したんじゃないですか。それもほかにやってくれる人がおらんからということで、織田副市長に泣きつかれてやむにやれず、あなたが能生町時代につくったマリンドリームが今大変だから、あなたが社長やってください。裁判に関しては一切迷惑をかけないという条件で、社長をしてもらったんじゃないんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

選任の経過につきましては、詳細については私もまだ何月何日だったか記憶はありませんし、その辺につきましては省略をさせていただきたいと思っておりますけども、ただ、池亀新社長と一緒に、この問題についてはできるだけ早く解決したいということで、その辺につきましては意見が一致をしてるところであります。

実はあす、新旧社長と、それからスタッフ、それから私も含めまして、市の担当課長等を含めまして、現在の課題について協議をする予定にしているところであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

米田市長、姫川病院のときも、あなた市長に就任したことを理由に理事を辞任して、民事訴訟の

被告になるところを免れましたよね。今回もまた同じように敵前逃亡するんですか。あなたが起こした裁判ですから、あなたがちゃんと最後まで面倒を見る。時間がないと言うなら、早期和解に走る、これがあなたの責任じゃないんですか。何でそんなところまで、新しい社長に全部ツケを回すんですか。しかも1審で敗れて、2審も棄却される可能性が大きい。同業者が起こした同様の裁判だって、1審で負けて、2審は棄却されてるじゃないですか。到底、勝つ見込みがない裁判を、何で新しい社長にやらせるんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

本当に皆さんが今答えているように、会社でこれは起こした裁判でございますので、会社全体でとっていくのが、これは当然だと思っておりますし、しかし、個人的に間違いを起こしたというものについては、当然、そのときの責任者である、社長である私がとるべきと思っております。

これについては、規則をやはり守らなかったということで起こした案件であるわけでございますので、それと今、いろいろな判断の中で出とるわけでございますので、そのあたりは我々といしましては、1審では我々の主義主張がなかなか判決の中に織り込まれてなかったもので、それはどういう捉え方をされているのかということで、高裁にもう一度上げたものであるわけでございますので、その辺をやはりしっかりと、我々といしましてもこれからの運営の中でしっかりその辺を整理しなければ、新たな展開はできないわけでございますので、そのような形をとらせていただきました。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

だから普通の社長と違う、あなたは市長でしょう。市民の生活と安全と、そういったものを守っていく、そういう義務があなたにあるんですよ。1日も2日も延びていけば、それだけ不利なところで営業されてる方の営業権が侵害されていくじゃないですか。何で女一人に寄ってたかって、そういういじめみたいなことを繰り返すんですか。

ホームページもそうでしょう。初めて聞いたと言ってますが、3月の時点で私がインターネットを外されたり、ほかるいじめを受けているという現状については報告してるじゃないですか、ここで。何で知らんて答弁するんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

能生町観光物産センターにつきましては共存共栄、やはり父ちゃんがとってきて、母ちゃんが売るという1つのコンセプトでやっとなるわけでありまして。そのようなことからテナントの皆さんにお

かれましても、やはり会社の意向というよりは協議体の中でやっとります。そういう形の中で出てきたことについて、我々といたしましてはそれを受けて、それを規則として上げておるわけでございまして、やはり会社といたしましてはそういった規則をつくり、それを守っていくのが、会社の運営の1つでもあるわけであります。その辺の話がやはりずれてきたことから、今回の案件になったと捉えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

難しい法律問題のように語ってますけども、これ、そもそもの事の発端は、いかなる理由なんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺交流観光課長。〔交流観光課長 渡辺成剛君登壇〕

○交流観光課長（渡辺成剛君）

お答えします。

株式会社能生町観光物産センターとテナントとの間に生じた建物の賃貸借契約による問題を、裁判所の判断に委ねることになったものであるというように認識しております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

課長もかわったばかりだけど、もう少し理屈わかるでしょう。基本的には、もともと不良操業や密漁が起こっていたことを、当該店舗の女性経営者が言いつけたんじゃないかということから始まった、全ての摩擦なんでしょう。これ、先ほどのいじめ問題にかわれば、先生に言いつけたらしかられた。だからあいつを仲間外れにしようみたいな、子供と同じようなレベルの話から始まっていったことじゃないですか。その結果、パワハラや職権乱用した、さまざまな業務の適正の範囲を超えて、継続的に人格や尊厳を侵害するような言動と行動になっていったんじゃないですか。それで後で、後づけするような規則をつくって追い出そうとしてしまったのが、今回の裁判の全てじゃないんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

まことに心外であります。私はそれは一切あずかり知らんですし、我々はやはりその規則を、ある形の中で認めたわけでございますし、能生町観光物産センターは二十五、六年前に創業以来、みんなでまとまってきた1つの暗黙のルールみたいなものがあったり、そういうものを具現したと

我々は捉えておるわけでありまして、そういう話は私は一切あずかっておりませんし、そういう話は私はここで言われるというのは、本当にまことに心外でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

心外と言われれば私だって心外ですよ。この問題だって携わってもう1年半、こんなところで言う前に、市長、今回の裁判はやめといたほうがいいって2人で話し合ったことだってあったじゃないですか。あなたはその問題については、2人で話す場合でも記録をとらせてくれって言われて、秘書を入れて私とあなたの会話を全部記録にとったはずだ。何が心外なんですか。じゃあそのときの記録、全部出してくださいよ。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

私はそういううわさはあったにしろ、そんなことは我々は直接は聞いてないし、そういう話はあなたから聞いたわけでございますし。であっても私といたしましては、あそこは公有水面の埋め立てで、漁業組合が非常に力を発揮していただいでできた施設であるということについては、やはり漁業振興をしっかりとやっていかなくちゃいけないわけでございますので、そういったものがやはりこの根底にあるということで受けとめております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

昔からの既得権で、あの国道8号にかにや横丁をつくって、そういった方々が昔ながらの既得権を主張するのは私はわかるというところ。同業者の方々が、それぞれもめるのもわかるというところ。ただ、何でそこに市長が仲裁の中立の立場で入らずに、片方ばかりの肩を持ってやってしまったのか。そこに中立性がないから、やめたほうがいいですよと言ってるのがこれじゃないですか。同業者同士が争うなんてよくある話なんですよ。私はそこが市長としてふさわしくないと言ってる。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

ですから取締役会での決定であるわけでございますので、私もやはりそれに従ったわけでありま

す。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

取締役会の決定って、あなたが50%の株を保有してる絶対的な社長じゃないですか。逆に、あなたの意向で、今回の係争をやっていると云う方だっているんですよ。渡辺前副社長が、じゃあこの間も言ったけども、あそこを潰してやる、たたき出してやるそこから始まっている言葉じゃないですか、これは。その辺どうなんですか、全部知らんてとぼけますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

その話も私はあずかっておりませんし、ただ、それもそういう話があったという話を聞くけども、本人からはそういう話は全然聞いておりません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

これで終わりますが、私が言っているのはけんかに拍車をかけろと言うんではない。社長の立場で早く和解という形に結びつくのが得策だと、このように申し上げている。わかっていただければいいと思いますが、よろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（倉又 稔君）

以上で、古畑議員の質問が終わりました。

次に、古川 昇議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

市民ネット21、古川 昇であります。

発言通告書に基づきまして申し上げたいと思います。

今回は、介護保険についてであります。

介護保険がスタートしてから15年、この間にサービスにかかる費用は約3倍、介護保険料は2倍以上に伸びました。国は制度改正、報酬改定の度に給付の抑制を図ってまいりました。6年ごとの法改正、3年ごとの報酬・基準改定が行われてきましたが、2012年の制度改正から3年で保険法の改正を実施し、同時に医療に係る法律も含めて成立をさせました。

法改正を急ぐ背景には、医療・介護の2025年問題があります。社会保障のどの部分を重点的に整理し、どの部分を効率化するか、「重点化と効率化」が社会保障改革の全体像と言えます。介